

# 埼玉県社会福祉協議会マスコットキャラクター「シャキたまくん」イラスト使用要領

## 1 目的

この要領は、埼玉県社会福祉協議会（以下「本会」という。）が保有するキャラクター「シャキたまくん」のイラスト（以下「イラスト」という。）をチラシ・ポスター等に活用することにより、本会を身近で親しみやすい団体にすることを目的とし、イラストの使用について必要な事項を定める。

## 2 使用対象者

本会が主催・共催・後援するイベント等を行う埼玉県内の福祉関係団体のほか、本会が適当と認める団体とする。個人の使用は認めない。

## 3 使用方法

- (1) イラスト使用承認申請書（別紙1）に必要な書類を添付し、使用の7日前までに提出するものとする。使用承認を受けた者が承認された内容を変更しようとするときは、イラスト使用承認変更申請書（別紙2）に必要な書類を添えて、変更承認を受けなければならない。
- (2) 本会は、申請が適当と認められるときは、イラスト使用承認通知書（別紙3）をもって使用者に対してイラストの使用を許可するものとする。

## 4 使用上の遵守事項

- (1) 埼玉県社会福祉協議会マスコットキャラクターデザインに定めるデザインを使用すること。
- (2) 定められた色、形等を正しく使用し、デザインの改変など、応用使用はしないこと。
- (3) 『埼玉県社協マスコット「シャキたまくん」』と表記を付すこと。（別記「使用例」参照）
- (4) 営利目的の活動を行ってはならない。ただし、福祉施設等が授産製品を販売する場合や、企業が社会貢献を目的として行う活動はこの限りでない。
- (5) これを第三者に譲渡、又は転貸しないこと。
- (6) 承認された用途にのみ使用し、本会の指示する使用条件に従うこと。
- (7) 承認に係る物品等の完成見本を速やかに本会に提出すること。ただし、完成見本の提出が困難なものについては、その写真の提出をもって代えることができる。

## 5 その他

この要領に定めのない事項は、使用者と本会が協議して決定する。

### 附 則

この要領は、平成23年8月17日から施行する。